

# 普 通 倉 庫 保 管 料 率 表

三菱商事ロジスティクス株式会社  
(平成 25 年 2 月 12 日関東運輸局届出)

## 1. 適用規定

- (1) 基本料率表に記載のない貨物については、類似貨物の料率を適用します。
- (2) 保管料は暦日によって 1 日から 10 日までと、11 日から 20 日までと、21 日から月末までとをそれぞれ一期として計算します。
- (3) 従価率による算出は寄託申込価格（寄託申込価格が不適当と認められるときは時価によります）により、従量率による算出は正常な重量または体積によります。
- (4) 重量は 1,000 キログラムをもって 1 トンとし、体積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとします。
- (5) トン数は重量、体積のいずれか大なる方によります。
- (6) 保管料は従価率と従量率とによって算出合算した金額の上下それぞれ 5% の範囲内とし、銭位をもって四捨五入します。
- (7) 請求各口につき 50 銭未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときはその端数金額を 1 円として計算します。
- (8) 請求一口の保管料総額が 500 円に満たないときは 500 円とします。
- (9) 野積保管の貨物であって、特に資材または設備を要しない場合は、基本料率の 2 割引以内とします。
- (10) 保管料の建て方については他に、容（体）積建て・個建て・スペース建て等による場合があります。その都度荷主と協議の上、決定した金額を申し受けます。

## 2. 基本料率（一期料率）

(単位 : 円)

大区分	中区分	従価率(1,000円に付)	従量率(1トンに付)
穀飼類	米・麦・粉類	0.27 ~ 0.81	68.4 ~ 205.2
	その他の穀飼類	0.64 ~ 1.92	96.0 ~ 288.0
農林水産品	たばこ	0.23 ~ 0.69	52.3 ~ 156.9
	農産物・木材	0.44 ~ 1.32	100.0 ~ 300.0
	水産品	0.54 ~ 1.62	203.0 ~ 609.0
塩・砂糖類	塩	0.30 ~ 0.90	43.3 ~ 129.9
	砂糖	0.54 ~ 1.62	100.0 ~ 300.0
食料工業品	酒類	0.83 ~ 2.49	98.0 ~ 294.0
	飲料	0.54 ~ 1.62	86.0 ~ 258.0
	菓子	0.25 ~ 0.75	29.5 ~ 88.5
	缶詰	0.63 ~ 1.89	108.0 ~ 324.0
	その他食品	0.85 ~ 2.55	100.0 ~ 300.0
繊維製品		0.54 ~ 1.62	172.0 ~ 516.0
繊維原料	生糸・毛織	0.33 ~ 0.99	147.0 ~ 441.0
	その他の繊維原料	0.39 ~ 1.17	59.4 ~ 178.2
紙・パルプ類		0.54 ~ 1.62	133.0 ~ 399.0
金属・機械類	貴金属地金	0.01 ~ 0.03	※62.0 ~ 186.0
	鉄材・鉄製品	0.54 ~ 1.62	48.3 ~ 144.9
	地金・自動車・車輛 金物製品(洋食器・空缶類) 機器・器具・部品 (家庭用電気・ガス・石油器具のみ)	0.46 ~ 1.38	197.3 ~ 591.9
	精密機械	0.79 ~ 2.37	293.00 ~ 879.0
	その他の金属・機械類	0.83 ~ 2.49	250.3 ~ 750.9
肥料類		0.56 ~ 1.68	210.0 ~ 630.0
化学工業品	薬品類(医薬品のみ) 染料・塗料 油脂・ろう類 化学製品 (化粧品・合成樹脂素材のみ)	0.63 ~ 1.89	158.2 ~ 474.6
	その他の化学工業品	0.70 ~ 2.10	160.0 ~ 480.0
窯業品	セメント	0.54 ~ 1.62	66.3 ~ 198.9
	板ガラス	0.54 ~ 1.62	169.7 ~ 509.1
ゴム類		0.54 ~ 1.62	360.3 ~ 1080.9
皮革類		0.54 ~ 1.62	389.3 ~ 1167.9
鉱產品		0.54 ~ 1.62	125.0 ~ 375.0
雑品		1.37 ~ 4.11	179.0 ~ 537.0

注：「貴金属地金」の※印欄は “1トンに付” を “1キログラムに付” とする。

### 3. 割増料率

(1) 下記貨物には、基本料率に次の割増率を付加します。

なお、割増が重複する場合は、各割増率を合算して基本料率に乘じます。

#### イ.保税貨物

基本料率の3割増以内

ただし、無税品は基本料率の1割増とします。

#### ロ.定温倉庫蔵置貨物

基本料率の8割増以内

#### ハ.くんじょう倉庫蔵置貨物

基本料率の2割増以内

#### 二.消防法等の危険物

(イ) 消防法の規定による危険等級I及び危険等級IIの危険物

並びに危険等級IIIの危険物のうち第4類第二石油類

基本料率の30割増以内

同 上 危険等級IIIの危険物（第4類第二石油類を除きます）

基本料率の10割増

同 上 指定可燃物（特別の設備を要したものに限ります。）

（I）損害保険料率算定会の決定による危険品

基本料率の5割増

（II）同 上 普通品

基本料率の3割増

（ロ）高压ガス取締法の規定による高压ガス

基本料率の30割増以内

（ハ）損害保険料率算定会の決定によるA級危険品

基本料率の2割増

B級危険品

基本料率の5割増

特別危険品

基本料率の10割増

（イ）（ロ）（ハ）の割増は合算せず、いずれか大なる方を適用します。

(2) 酒税又はたばこ税未納貨物、遭難貨物、特大品、荷造不完全・積載不適・積載制限・小口貨物、有毒性・汚損性・強臭性貨物又はばら貨物については、基本料率による料金のほかに、寄託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

#### 4. 割引料率

(1) 下記貨物は、基本料率から次の料率を割引きます。

イ 大口貨物のうち 50 トン以上のものを 3ヶ月以上保管する場合

基本料率の 2割引以内

ロ. 野積保管の貨物であって、特に資材又は設備を要しない場合

基本料率の 2割引以内

#### 5. その他の料金

(1) 寄託者の要求により特別の事務処理等を行った場合は次の料金を申し受けます。

イ. 在庫証明書、在庫報告書、送状、温湿度等の調査報告書又はこれらに順ずる諸書類の作成  
: 1 件につき 500 円以内

ロ. 電算機その他の機器を使用して特別な事務処理を行った場合

: 寄託者と協議の上決定した金額

(2) 寄託者の要求により貨物の検品・検査の立会、機械による湿度調整、その他貨物の保管に特別の手数又は設備を要した場合は、寄託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

#### 6. 消費税等の加算

消費税の加算については、1. から 4. までによって計算した料金の総額に消費税（地方消費税を含む）に相当する金額を別途申し受けます。ただし保税蔵置所に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

加算に当たっては、1. (7) と同様の端数処理を行います。

##### ◎倉庫証券発行等手数料金

証券 1 枚につき次の料金を申し受けます。

(1) 発行手数料金	1,800 円
(2) 券面記載内容変更手数料金	500 円

なお、手数料金の総額に消費税（地方消費税を含む）に相当する金額を別途申し受けます。

加算に当たって、1 円未満の端数があるときは、1 円単位に四捨五入を行います。

## 保 管 料 適 用 地 区

級 地 別	地 名
甲 地 区	東 京 都 (島しょを除く) 千 葉 県 埼 玉 県 神 奈 川 県 茨 城 県 岐 阜 県 大 阪 府
乙 地 区	
丙 地 区	